

# ●認定までの流れ(有機農産物)

## 申請前条件

- 1、農業経験が3年以上ある。(短縮要件あり)
- 2、多年生作物(果樹・茶等)は、普通農産物の収穫以後3年間の有機的管理(農薬・化学肥料不使用)を行っている。それ以外の作物は、播種前2年間の有機的管理を行っている。
- 3、栽培管理記録が記録されている。(過去3年又は2年分)

## ステップ1⇒

1.有機JAS認定講習受講

認定取得の必須条件です。

## ステップ2⇒

2.申請書の作成

申請書

登録認定機関のホームページからダウンロード又は郵送や、メール等で送付することもできます。

3.申請書の提出

提出とあわせて、認定機関との誓約書又は契約書を取り交わします。

4.事務局による申請書受付

書類不備等申請書の補正

5.認定手数料納付

【申請書が受理されない場合】

- ・ JAS法で申請を受理できないことになっている事業者。(過去1年間JAS法の罰則を受けた事業者など)
- ・ 申請書を一覧して、明らかにJASの制度が理解できていない場合。

6.認定申請の受理

## ステップ3⇒

7.審査員による申請書の書類審査

申請の内容が、認定の技術的基準やJAS規格を満たしているかについて、細かく書類審査されます。

8.現地確認調査

8-2.改善・是正処置の指摘

現地調査の段階で基準を満たしていない場合は、改善指摘事項が提示されます。

申請書内容と現場の実践状況の一致を確認します。

8-4.書類又は現地再調査

8-3.改善・是正処置の実施

期限までに改善を完了します。

## ステップ4⇒

9.判定会議及び結果通知

9-2.不適合の場合の再審査請求(異議申立)

- ・ 判定結果その他内容に不服がある場合は、異議申し立て手続きをすることができます。

申請から概ね90日

10.実地調査料納付

11.認定証の交付

- ・ 認定取得後、登録認定機関より認定証を送付します。
- ・ 品質表示基準に従い有機JASマーク、義務表示などの格付業務を行います。

12.年次確認調査

継続申請の提出

- ・ 認定調査日より概ね1年を超えない期間内に確認調査を実施します。
- ・ 業務内容に変更があった場合は、必ず変更届を出します。
- ・ 格付け実績の報告を提出します。